



令和7年3月24日～

“マイナンバーカード”と“運転免許証”が一体化に



全国一斉に運用を開始!!

1 一体化って何？

マイナンバーカード（以下「マイナカード」といいます。）のICチップに、免許情報（免許の種類、条件、有効期間等）を登録し、**マイナカードが運転免許証として利用可能**になります。

※ マイナカードが有効の方に限り、手続きは可能です（有効期間：10年又は5年）。

【保有状況を次の**3パターン**から選択します。】

- ① マイナカード（マイナ免許証）のみを保有 ……① 2,100円
- ② マイナカード（マイナ免許証）と運転免許証 ……② 2,950円
の両方（2枚）を保有
- ③ 運転免許証のみを保有（従来通り） ……③ 2,850円

《更新時の手数料》

- 申請者が保有状況を**自由に選択**
- 警察署（松山東・西・南、伊予を除く）
大型交番（内子、野村、鬼北）
免許センターで**一体化が可能**
※ 一体化には別途手数料が必要です。
- いつでも**（受付時間内）**変更可能**

注意!! 市役所や町役場では行えません。

2 どう便利になるの？メリットって何？

① 氏名・住所等変更届出の**ワンストップ化**

事前に警察やマイナポータル（行政手続きのオンライン窓口）でワンストップ申請を行い、市役所や町役場でマイナカードの住所変更等の届出をしますと、運転免許証の記載事項は自動で更新され、警察での変更手続きが不要となります。

※ 保有状況がマイナ免許証**のみ**の方（保有状況①）が対象です。



転勤(住所変更)の多い方にお勧めです!!

② 更新時講習の**オンライン化**とオンライン講習受講者による**マイナ免許証の即日交付**

警察施設での更新手続きに先立ち、事前にオンライン講習を受講することが可能（来庁時、手続きに要する時間の短縮）となるほか、即日（手続きに来庁したその日に）交付されます。

※ マイナ免許証を保有し（保有状況①・②）、かつ**優良・一般運転者**が対象です。必ず**更新受付手続き前**に受講してください。



◆スマートフォン等で受講

③ 県外（経由地更新）での迅速な免許更新（**マイナ免許証の即日交付**）

県外の免許センター等で更新手続きを行った場合、新しい運転免許証は後日郵送されていましたが、マイナ免許証は、更新手続きを行ったその場所で即日交付されます（運転免許証をお持ちの方は、運転免許証は従来通り後日郵送されます。）。

※ マイナ免許証を保有し（保有状況①・②）、かつ**優良・一般運転者**が対象です。

【**現行**】
（免許証交付の流れ）



【**マイナ免許証一体化後**】
（マイナ免許証交付の流れ）



★ 便利となる一方で、マイナ免許証のみ保有する場合の注意点があります！詳しくは裏面を確認！

3 マイナ免許証のみを保有する場合の注意すべき点は？

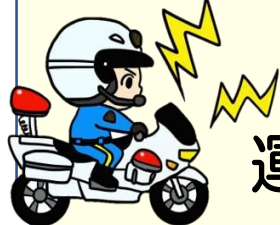


① もしマイナ免許証を紛失した場合ってどうなるの？

マイナ免許証を紛失した場合は、まず、市町の窓口でマイナカードの再発行をしていただく必要がありますが、再発行には最短でも **約1週間** かかります。

そして、

再発行後、改めて、警察署等で一体化の手続き（免許情報の記録）を行うことにより、再発行したマイナカードはマイナ免許証になります。 ※ 一体化には別途手数料が必要です。



もしかしてその間って？

運転はできません。免許証不携帯の交通違反になります。



② マイナカードにも有効期限があるけど、期限が切れても免許証なの？運転は？

マイナカードの有効期限（10年）が切れたとしても、マイナカードに記録している免許情報が有効であれば、マイナ免許証として車を運転することは可能です。

ですが、

有効期限の切れたマイナカードでは、運転免許証の更新（免許情報の書換え）手続きはできません。更新できなければ無免許（失効）となります。

※ 有効期限の切れたマイナカードは返納の義務があります。すみやかに市町に返納してください。

③ 署名用電子証明書の有効期限が切れてしまった場合も影響はあるの？

署名用電子証明書の有効期限（5年）が切れたとしても、上記②と同じように、運転免許証として車を運転することは可能です。

ですが、

署名用電子証明書の有効期限が切れると、住所変更等のワンストップサービスやオンライン講習の受講ができません。

※ 住民票の住所や氏名が変わると、署名用電子証明書は失効します！発行手続きをお忘れなく！



 マイナカード・電子証明書の更新案内が届けば、すみやかに市町窓口で手続きしてください。

ただし、市町でのマイナカードの更新手続き後、すぐには運転できません！

更新により新たに受け取ったマイナカードには、**免許情報が入っていません。**
改めて、警察署等で一体化の手続き（免許情報の記録）を行うまでの間、



運転はできません。免許証不携帯の交通違反になります。



※ 警察庁において、マイナカードの更新手続き後も免許情報が消えず、自動で引き継がれるよう新システムを開発中ですが、その時期は未定（半年、1年後？）です。ご不便をお掛けいたします。

4 困った時の問い合わせ先はどこ？

① 愛媛県警察ホームページには、様々な質問に対する回答を掲載！
右の二次元バーコードから、直接、専用ページに入れます！

② 愛媛県警察本部運転免許課に、電話で問い合わせください。

① 089-978-4141(直通) ② 089-978-4142(直通) ③ 089-934-0110(本部代表)

